

名取市ホームページ広告掲載実施要領

（趣旨）

第1 この要領は、名取市有料広告掲載に関する要綱（平成22年名取市告示第9号。以下「要綱」という。）第4条第1項の規定に基づき、名取市ホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

（広告の種類）

第2 広告の種類は、バナー広告とし、大きさにより「広告大」と「広告小」の2種類とする。

（広告の掲載位置）

第3 広告の掲載は、トップページとし、位置は次のとおりとする。

- （1） 広告大 フッター部分
- （2） 広告小 フッター部分

（広告の掲載数）

第4 広告の掲載数は、次のとおりとする。

- （1） 広告大 6枠（増枠可能）
- （2） 広告小 21枠（増枠可能）

（広告の規格）

第5 広告の規格は、次のとおりとする。

1 サイズ

- （1） 広告大 1枠あたり縦135ピクセル×横270ピクセル
- （2） 広告小 1枠あたり縦30ピクセル×横120ピクセル

2 データ量 8キロバイト以内

3 データ形式 GIF形式又はJPEG形式（アニメーション不可）

（広告の掲載料）

第6 広告の掲載料は、次のとおりとする。

- （1） 広告大 月額 1万円
- （2） 広告小 月額 3千円

（広告の表現等の禁止事項）

第7 広告の表現等について、次のことは使用しないものとする。

- 1 ホームページの閲覧者が、掲載された広告をホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれのある表現
- 2 ホームページの閲覧者が、掲載された広告を市の事業であると誤認するおそれのある表現
- 3 ホームページの閲覧者の誤解を招くおそれがある次に掲げる表示
 - （1） 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等の表示のボタン
 - （2） アラートマーク（警告表示）
 - （3） ラジオボタン及びプルダウンメニュー（選択肢の表示）
 - （4） テキストボックス（文字入力枠の表示）

（広告の掲載順序）

第8 広告の掲載順序は、ホームページの性質を考慮し、地域性及び公共性の高いものを優先するものとし、次の（1）から（5）までの順序とする。

- （1） 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの（以下「国等」という。）
- （2） 国等を除く市内に事業所を有する法人で、その事業内容が公共的性格を有する法人
- （3） 市内に事業所を有する法人で、（2）の法人以外の法人又は市内で事業を営む個人
- （4） （2）及び（3）の法人以外の法人又は（3）の個人以外の事業を営む個人
- （5） その他、市長がホームページに広告を掲載することが適当であると認めるもの

（広告の申込期間）

第9 広告の申込期間は、1ヶ月単位とし、連続掲載の申込期間は、各年度最大12ヶ月とする。

（広告の作成）

第10 広告の作成は、広告主の負担で作成し、市が指定する期日までに提出するものとする。

（広告の掲載期間）

第11 広告の掲載期間は、1ヶ月単位とし、連続の掲載期間は、各年度最大12ヶ月とする。

2 広告掲載期間中、市の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数（端数時間切捨て）に相当する期間を延長して掲載するものとする。

（委任）

第12 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月1日から施行する。